

2025年10月9日
株式会社USEN TRUST

令和7年台風第22号に伴う災害により 被害を受けられた皆さまへ

令和7年台風第22号に伴う災害により、被害を受けられた皆さまに、心からのお見舞いを申し上げます。

当社では、この度の災害救助法が適用された以下の地域のお客さまからお申し出があった場合、代位弁済にかかる賃料のお支払いに関して一定の払込猶予期間の特別措置をとらせていただきます。

<賃料払込猶予期間>

お申し出により、賃料払込猶予期間を設ける特別措置を実施いたします。
特別措置の適用をご希望のお客さまは、当社カスタマーインタラクショナルセンターへご連絡ください。

株式会社USEN TRUST カスタマーインタラクショナルセンター 03-6772-8704
※受付時間：10:00-18:00（土・日・祝日・年末年始休業期間を除く）

適用都道府県	適用地域	法適用日
東京都	島しょ利島村、島しょ新島村、島しょ神津島村、島しょ三宅村、島しょ御蔵島村、島しょ八丈町、島しょ青ヶ島村	10月8日